

(様式3)

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第1回東村山ふるさと歴史館協議会				
開催日時	令和2年7月16日(木曜)午後3時30分～4時30分				
開催場所	東村山ふるさと歴史館 視聴覚室				
出席者及び欠席者	●出席者： (委員) 石田武久会長・大井芳文副会長・時田俊輔委員・石坂徳康委員・長嶺すみ江委員・野田敬子委員 (市事務局) 田中宏幸教育部長・山田裕二教育部次長・中澤信也ふるさと歴史館長・齋藤文彦庶務係長・鈴木貴之文化財係長・長澤恵津子庶務係主任 ●欠席者：栗原康裕委員・杉田俊也委員・木村茂光委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	なし
会議次第	1 開会 2 事務局挨拶 3 東村山ふるさと歴史館協議会委員 自己紹介 4 協議事項 ・会長、副会長の互選 5 報告事項 ・令和元年度ふるさと歴史館事業等報告について ・令和2年度ふるさと歴史館年間事業予定について 6 その他 7 閉会				
問い合わせ先	教育部 ふるさと歴史館 庶務係 担当者名 齋藤・長澤 電話番号 042-396-3800 (直通)				
会 議 経 過					
東村山ふるさと歴史館協議会委員委嘱状交付					
1 開会					
○庶務係長					
ただいまより令和2年度第1回東村山ふるさと歴史館協議会を開会いたします。次に傍聴についてですが本日机上に置かせていただきました「傍聴に関する定め」の効力が平成21年度から生きておりますので、そのとおりに進めさせていただきますのでご了承ください。また会議録は要約になりますが、会議終了後、しかるべき方法でホームページへの公開、図書館及び市役所1階の情報コーナーの閲覧に供することになりますのでご了承ください。発言者のご氏名は伏せて要約録は公開いたしますので、不利益を被ることはございませんのでどうぞ積極的にご意見をいただければと存じます。					
2 事務局挨拶					
・教育部長挨拶 ・教育部次長挨拶					

- ・館長挨拶
- ・文化財係長・庶務係長・庶務係主任挨拶

### 3 東村山ふるさと歴史館協議会委員 自己紹介

### 4 協議事項

- ・会長、副会長の互選

#### ○庶務係長

それでは協議事項に入らせていただきます。会長・副会長の互選を執り行いたいと思います。互選でございますので、会長に互選されたいかたがおられればご発言願います。

#### ○A委員

はい。B委員を推薦いたします。

#### ○庶務係長

B委員をというお声ですが、ご異議ございませんか。

各委員拍手で同意。

#### ○庶務係長

ではB委員が会長に決まりましたので、前の方をお願いします。次に副会長の互選は会長をお願いいたします。

#### ○会長

前期に引き続きA委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員拍手で同意。

#### ○庶務係長

それではA委員が副会長ということで前の方をお願いします。

### 5 報告事項

- ・令和元年度ふるさと歴史館事業等報告について
- ・令和2年度ふるさと歴史館年間事業予定について

#### ○庶務係長

新型コロナウイルス感染防止ということで今日は大きい部屋で間隔を開けて会議を進めさせていただきます。次に5番の報告事項に移らせていただきます。令和元年度ふるさと歴史館事業等報告についておよび令和2年度ふるさと歴史館年間事業予定について事前に資料を配付させていただきました。いろいろ細かくお話させていただこうと思っていたのですが、昨日東京都の新型コロナウイルスの警戒レベルが今一番高い状態となっております、次長から話もありましたがあまり長い時間集まることは避けた方がよいと報道でもいわれておりますので、今回資料をお読みいただいていると思いますので、資料でわからない点やご質問等ありましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○会長

いかがでしょうか。

#### ○C委員

了解。

#### ○庶務係長

それでは新型コロナの感染対策で歴史館の取り組んでいることについてご報告させてい

ただきます。皆様の机の上に本日配付しました「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言解除後の開館イメージ」の1から5をそれぞれ現在徹底しております。

#### 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言解除後の開館イメージ

- 1 来館者全員への共通事項
  - (1) マスクの着用をお願い
  - (2) 入館時のアルコール消毒液での手指消毒の徹底
  - (3) トイレ使用時の手洗いの慣行
  - (4) ロビーでの利用制限
    - 据え置き端末（ゲーム機）の使用休止（電源を入れない）
    - 図書閲覧を休止（本棚から本を取り出すことができないようにする）
    - ソファを当面の間撤収
- 2 展示室観覧者へのお願い
  - (1) 館内は一方通行、他人と一定の間隔をあけて観覧
  - (2) 金銭授受は、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を守る
  - (3) 混雑時の入場制限があることを予め掲示等で周知
  - (4) 展示室の映像補強装置の使用休止（ボタン部に張り紙をする）
- 3 職員の対応
  - (1) 不特定多数が触れるものは定期的にアルコール消毒する
  - (2) 展示解説等行う際、解説者（学芸員等）は、マスク及びフェイスガード着用するとともにソーシャルディスタンス（社会的距離）を守る
  - (3) マスクの着用及び窓口ではアクリル板越しでの対応を徹底する
- 4 部屋貸し
  - (1) 施設利用は、公共予約システム（インターネット経由）での申請を推奨
  - (2) 利用時、換気の徹底
  - (3) 3密を防止するため、お互いの距離を保つ（椅子の間引きを行う）
  - (4) 不要不急の集まりは、開館後も自粛をお願い（利用団体の構成員は、高齢者が多いため）
  - (5) マイクの使用は、当面見合わせ（消毒をすることにより故障の可能性があるため）
- 5 ボランティア活動
  - (1) 7月から再開予定とするが、やむを得ない場合の活動とする。その際には必要最低限の人数と時間、広い場所で行い、マスクの着用、手洗い等励行する

#### ○庶務係長

新型コロナウイルス感染に伴いましてふるさと歴史館では館内での感染がおこらないように万全を期しておりますが、これからも気を緩めずに開館しながら新型コロナウイルスに感染しないように対策をとっていきたいと考えておりますので皆様方にはご了解いただきたいと思っております。以上になります。それでは本日事前にお配りした資料でご質問等ございませんか。

#### ○会長

今日はこれで終わります。

#### 6 その他

#### ○館長

部長からもお話がありましたが、3月19日に国の文化審議会から文部科学大臣に答申がございまして、下宅部遺跡の出土品392点が国の重要文化財に指定されることが決定いたしました。こちらについては市報や市のホームページでもご案内をさせていただいておりますが、縄文人の技術の高さを示す資料がまとまって発見されたということが国の指定に至った最大の理由と思っております。内訳は漆工関連遺物203点、土器・土製品43点、石器・石製品119点、木器・木製品27点の392点となりまして、今日皆様にお渡しして

おります「歴史館だより」に「縄文人の技が光る漆工関連遺物と木器・木製品を紹介します。」と記載されておりますのでどうぞ読んでいただければと思います。文化庁で準備を進めていますが9月ぐらいまでには指定をされるということで、次の企画展で重要文化財指定記念の特別展示を10月3日から行う予定でおりますので、その時はまたホームページ等でご案内させていただきますので委員の皆様にも歴史館にご来館いただいて観覧いただけるとありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

## 7 閉会

### ○会長

これで終わりにします。協議らしい協議はこの次からということにしますのでよろしくお願いいたします。